

# フィリピンにおける農民的土地所有の崩壊： パナイ島の1米作農村における事例

梅原弘光

Dissolution of Peasants' type of landholding  
in the Philippines: Case study of a rice-growing village on Panay Island.

Hiromitsu UMEHARA

**Abstract** One of the basic feature with regard to the Philippine agrarian structure is that the majority of farmers are not owner-cultivators but tenant farmers. In the area where the commercial production is more prevalent, the rate of owner-tiller is only 20 to 30 percent although the national average is still a little more than 40 percent. These figures represent that the peasants are more deeply involved in market economy.

In this paper, the author attempts to show the process of dissolution of peasants' type of landholding at a village level, based on the information and data gathered by him at one village in the town of Mina, Iloilo.

Points of discussion are: firstly, that the peasant's type of landholding were rapidly fading away for the past 50 years; secondly, that the ownership of the farm are passed over to the hands of city resident as well as town center residents, who used to rent back their land to the people who was in the village; thirdly, that they are small size absentee landlord; fourthly, that the landlord-tenant relation is nothing much different compared with the general characteristic of the relation throughout the country.

---

目	次
はじめに	3. 農民的土地所有の崩壊
I. 地域概況	III. 地主的土地所有と地主・小作関係
II. 土地所有の変化	1. 不在村小地主
1. 調査村の土地と村落	2. 地主・小作関係
2. 地籍調査時の土地所有	むすびにかえて

## はじめに

フィリピンではいま、農地改革が再び重要な政治課題となり、それをめぐる論議が活発に行われている。1955年の土地改革法以来、63年、71年、72年、そして87年にそれぞれ改革のための法律制定があり、今日まですでに30年以上にわたり改革の努力が継続されてきた。しかし、その試みの実効は微々たるものでしかなかった。したがって、土地所有から切り離された農民の数は一貫して増大を続け、土地問題は更に一段と深刻化するに至っているからである。

ところで、フィリピンの農民のうち、耕作する土地を自ら所有する農民がどれほどの割合になるかは、正確には必ずしも明らかでない。1980年農業センサスによると、自作農は6割弱となっている。しかし、そこには地価償還中の農民が50万人含まれているから、<sup>1)</sup>これを除くと43.5%となる。フィリピンのセンサスを今世紀初頭までさかのぼってみると、1903年当時の自作農率は8割強であった。その後比率は一貫して下がり、現在では4割強になったのである。これは国全体の平均であるが、地域を商品生産の展開が著しい中心的農業地帯に限ってみると、さらに一段と自作農の割合が減ることが分かる。例えば、1960年の自作農率は中部ルソン平野の5州では2割を切っているし、パナイ島の穀倉イロイロ州では3割、カピス州で2割であった。事実、農村調査経験からの印象でも、平場の農村部では自作農に出会うこと自体が希であるが、あったとしてもすでにわずかな自作地を持つだけの零細農民である場合が多い。その意味では、農民的土地所有の崩壊といえるような状況がかなり広範にみられる。

このようにフィリピンの農村では、農民の土地所有の分解が相当に進んでいるが、その要因としては一般に商品生産の展開と地籍調査など所有権確定の二つが考えられてきた。<sup>2)</sup>ただし、その具体的状況についてはこれまで十分には明らかではない。この小論では、1977年にパナイ島の1米作農村で行った事例調査にもとずき、農民的土地所有の崩壊と地主・小作関係の特徴を具体的に検討してみよう。

## I. 地域概況

まず最初に、調査農村を取り巻く地域の特性を確認することから始めよう。

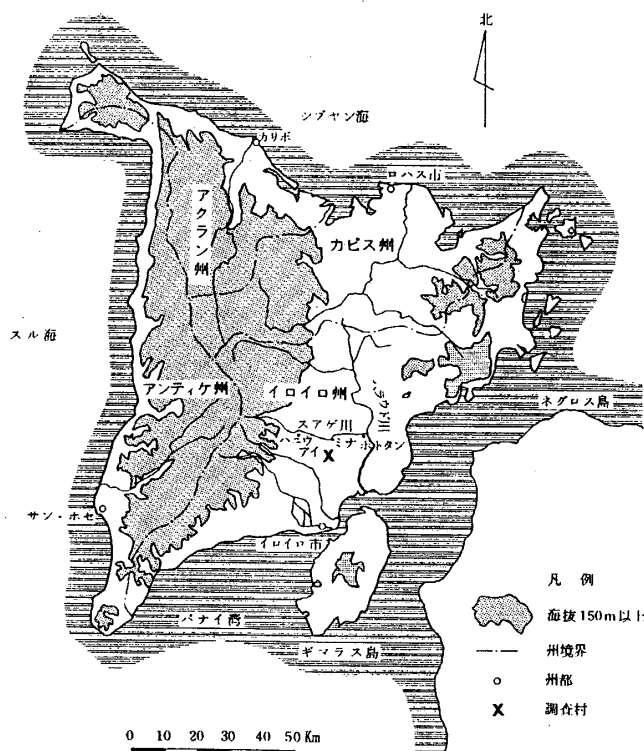
**パナイ島：**パナイ島は、南北方向に走る脊梁山脈とその中央部から東北方向に伸びる低い丘陵産地により、北部、西部、東南部の3地域に分かれ、北部にアクラン、カピス、西部にアンチケ、東南部にイロイロの各州が位置する。

パナイ島の地域的特徴の一つは、開発と居住の歴史が非常に古いという点である。それ

は、この島がフィリピンの四大言語集団の一つであるヒリガイノンの故郷であるという事実からも大いに予想されるが、人口動態を示す具体的数値の検討からも十分に明らかとなる。

人口センサスによると、1980年現在の島の人口は約260万人で、全人口の5.4%となっている。ところが、戦争直後の1948年には7.4%、今世紀初頭の1903年には10.2%と全人口の一割を超えていた。人口密度をみても、1903年に平方キロ当たり64人となっており、全国平均の26人を上回る事2.5倍、約半世紀後の全国平均密度に等しかった。このことは、とりもなおさず、今世紀以降パナイ島から一貫した人口の社会的流出があったことを物語るものである。これから推察できることは、パナイ島が前世紀までにフィリピン人口の一割以上の集中する、豊かで勢力の大きい島であった、という点である。恐らく、それまでに耕地開発はかなり進み、ある種の人口飽和状態に達していたのであろう。19世紀半ばのスエズ運河開通を契機とする急激な商品生産の展開、それに伴う周辺の島々での開発の進展につれて、島の人口は流出を始め、その傾向が基本的に今日まで続いているものと理解されよう。1980年現在、島の人口密度は平方キロ当たり200人、全国平均の160人を40人上回るだけであるが、島別ではセブ島に次いで二番目に人口稠密となっている。

**スアゲ川流域：**調査村は、行政的には、このパナイ島の東南部を占拠するイロイロ州ミナ町の22村の一つで、地理的には、脊梁山脈東麓に発して東に流れ、州内最大の河川ハラウドの河口から20kmの地点で合流するスアゲ川の流域にある（第1図参照）。スアゲ川の



川筋には合流地点手前にポトタン，その15km上流にハニウアイという二つの内陸交通の要衝で物資の一大集散地があり，これら2町に挟まれてミナ町が立地する。スアゲ川流域の地域的特色は，域内の自然増加を上回る勢いで社会的流出が続いている人口流出地帯という点である。パナイ島全体がそうであったように，この川筋でも比較的早くから開発と居住が進み，今世紀初めまでに内陸部の要衝としての地位を築いていたと考えられる。1903年に川筋三町の人口密度は，上流のハニウアイからミナ，ポトタンの順にそれぞれ81人，99人，187人であった。いずれも州平均の77人，島平均の62人をはるかに上回る数値であるが，とりわけ注目されるのはポトタン町の密度である。平方キロ当たり187人といえは当時の島の密度の三倍，1980年のそれに近い数であり，ポトタンが今世紀初頭にすでに相当な人口密集地域の一つであったと考えられる。1903年から80年にかけての人口増加率は，ハニウアイで94%，ミナで187%，ポトタンで113%と州平均の249%をはるかに下回り，全国平均530%とは比べものにならない程である（第1表参照）。ここにも人口の恒常的流出のあとがはっきりと伺えよう。

第1表 調査地域の社会経済指標

(単位：人，%)

	人口密度 (1975)	人口 増加率 (1903-80)	農場面積 増減率 (1918-71)	(1) 耕地率 (1971)	(2) 米作地率 (1971)	(3) 甘蔗 作地率 (1971)	小作農率 (1960)	農村 非農家率 (1971)
全 国	140.2	530.0	86.1	54.7	33.5	3.7	39.9	45.0
パナイ島	192.0	234.8	7.0	71.4	60.5	10.5	49.2	47.7
イロイロ州	246.6	249.4	-11.3	76.3	61.1	12.2	55.8	47.3
ハニウアイ	202.7	93.5	-0.3	78.6	48.3	23.0	54.0	46.6
ミナ	268.5	187.1	-38.8	96.6	95.5	1.2	70.3	54.6
ポトタン	453.0	112.7		92.2	82.9	8.1		60.2

(注) (1) 耕地率=可耕地/農場面積

(2) 米作地率=米作付面積/総作付面積

(3) 甘蔗作地率=甘蔗作付面積/総作付面積

(出所) 人口センサスおよび農業センサス

この川筋の土地利用からみた特徴は，稲作と砂糖きび栽培の混在する地域と言う点である。パナイ島の砂糖きび作付率は総作付面積の一割強であるが，その分布は脊梁山脈中央部東斜面からカピスとイロイロ州境を東北東に伸びる小高い分水嶺の南北に広がり，その南端がスアゲ川流域に達している。ハニウアイには1930年代に製糖工場が建設されたこともあり，最近では北隣のランブナオ町に工場が設立され1970年から操業が開始された。また，ポトタンの北のパシー町と東隣のバロタク・ヌエボ町にも製糖工場が立地する。ために70年代前半の砂糖ブームのときには，この川筋一帯の砂糖きび畑はもとより山麓・丘陵緩斜面にまで広く砂糖きびが植えられた。ポトタンにも砂糖きび畑が耕地の一割近くみら

れるのは、これら製糖工場向けのものである。もちろん、この川筋で見られる主要作物は米であって、上流のハニウアイ耕地の48%、ポトタンで83%、ミナで96%が米作地となっている。

この地域のもう一つの特徴は、商品生産の展開が早く、農民層の分解が既にかなり進んでいると見られる点である。土地保有に関するデータとしては最も信頼できると考えられる1960年農業センサスによると、小作農率は広範な焼畑耕作民を抱えるハニウアイでも54%、平場のポトタンでは70%にも達するし、1971年農業センサスはミナ町のそれが76%と州内採光となっている。そうした農民層の分解傾向は、農村部にあってなお土地から完全に切り離された非農家の割合をみても明らかで、川筋上流部から下流にかけて並ぶ三町の比率はそれぞれ47%、55%、60%となっている。

## Ⅱ. 村落の土地所有と変化

本節では、まず最初に調査村落の土地の利用と保有がどうなっているかその現状を確認し、続いてそうした利用と保有状況をもたらした背景ならびに過程について検討してみよう。

### 1. 調査村の土地と村落

州都イロイロ市の北方42km、ハラウド川との合流地点の手前約10kmのスアゲ川右岸に立地するのがミナ町の中心街区〔Poblacion〕で、そのすぐ南側に隣接して広がるのが調査村のアミロイ村である。

**土地利用：**村落は一般に属地的側面と属人的側面をもっている、と考えられる。まず、村落の属地的あるいは空間的把握から始めよう。スアゲ川下流域一帯は1910年代以降に実施された地籍調査のカバー地域である。調査村の場合、東北部は1913年のポトタン灌漑地籍面積に、西南部は1928年のイロイロ州地籍面積によって調査された。<sup>1)</sup>その時に測量上の必要から村界を示す境界標〔Barrio Boundary Monument; BBM〕が打ち込まれた。アミロイ村にはこうした境界標が五本みられるが、村落の地理的範囲〔dulunan〕は、公式にはこれら境界標を結んでできる5角形の内側とされる。第2図に示されたのがそれである。この5角形の範囲を村域として受け入れると、村域面積は約383haと推定される。<sup>2)</sup>

この村は、地形的にみて相異なる二つの部分からなる。村の北東部半分がスアゲ川の沖積平野部〔tanamnan〕からなり、南西部が開析の進んだ丘陵地〔banglid〕である。沖積平野部では早くから水田開発が進み、1960年の国営スアゲ川灌漑システムの開発以後はすべて灌漑田となっている。西方から迫り出して村の南西部を覆う丘陵地では、尾根とそれ

に続く傾斜地形部分が畑地、林野、あるいは宅地として利用され、そこに曲がりくねって切れ込んだ谷底の部分〔patag〕には天水に依存する谷地田が開ける。

調査村の土地利用は、このように三つの自然環境に対応した三つの利用形態に分類できる。すなわち、沖積平野部の灌漑田、丘陵地の畑地・林野・宅地〔以下畑地などと略称〕、谷底部の天水利用がそれである。それぞれの利用形態別に面積を集計すると第2表が得られる。同表によると、三つの利用形態別面積の合計は437haとなり、推定村域面積の383haを54haも上回っている。これは、村の境界線をまたがって広がる土地区画を悉く村域に入れて集計しなければならないことから生じた誤差である。その点を承知の上で利用形態別構成比をみると、灌漑田が最大で総面積の5割弱、天水田が2割強、残りの3割が畑地などであることが知れる。

これから言えることは、調査村の農業が圧倒的比重（全体の7割）をもって水田稲作に依存している、という点である。第2表によると、この村には畑地などが全体の3割もあるが、その大半は林野によって占められていて畑地ではないこと、70年代前半の砂糖ブーム期にバンリッド斜面にかなりの砂糖きびが栽培されたが、それは地主が植えたもので農民ではなかったし、ブームが去った後は元の原野にもどったからである。

なお、第2表には調査村の住民耕作地の合計面積も示した。それによると、村内耕地のうち村の住民による耕作地は灌漑・非灌漑田ともに50%強でしかない。境界線近くの水田がかなり大幅に村域内耕地に含まれているのは確かであるが、それを割り引いたとしてもなお村外の住民の耕作地がかなりあるとみなければならない。なぜそうなったのか、その意味は何であろうか。

**世帯構成：**次に村落の属人的側面を検討しよう。調査が行われた1977年4月末の時点に、この村の世帯数は153、人口は929人であった。これら153世帯の職業別構成は第3表に示した通りである。

村内最大の構成比をもつのは、耕作する土地を保有し、農業経営からの収入が生計の中心的部分を構成しているとみられる農家〔manguguma〕である。これら農業世帯は調査時現在80戸みられ、全世帯の52%を占めた。

農家に次いで多い世帯数をもつのは賃労働者〔manog-obraもしくはtrabahante〕の世帯で、その数は全体の41%に当たる63戸にのぼった。これら賃労働者世帯にとって最も普通の就業機会は農業賃労働であるが、季節性がある上に賃金水準も低く、特に農閑期の雇用確保が大きな問題となる。大方のものはこの時期に雑多な雇用機会を求めて就業する。その意味で賃労働世帯は雑業層に近い存在でもある。

これに対して、域内の非農業セクターに定まった就業機会をもち、そこからの収入に生

計を依存する定職世帯が7戸みられる。その内訳は大工〔karpintero〕、キスキサン〔kiskisan〕と呼ばれる小型精米機を借り入れて操業する精米屋、洋服仕立て屋〔mananahi〕、会社従業員〔empleado〕、その他である。この外に無職世帯が3戸みられるが、いずれも80歳を超える高齢者世帯である。

このような職業別世帯構成から、調査村が基本的に農業に基礎を置いた集落であることが容易に創造できる。と同時に、農家以外の非農家世帯の割合が非常に高いことから農民層の分解がかなり進んだ村であることが大いに予想されよう。

**土地保有：**その点は、調査村住民の土地保有の検討により明確になる。第4表は農民情報をもとに村の153世帯を土地保有形態別に集計し、ミナ町のそれと対比したものである。

ここで注目しなければならないのは、住民の土地所有の分解の激しさであろう。なぜなら、村内住民のうち何らかの土地を所有する世帯は153世帯中わずか11世帯〔全体の7%〕にすぎず、他の142世帯〔全体の93%〕は借り入れを耕作する小作農かもしくは土地に対して何の権利も持たない賃労働者など非農家という構成になっているからである。土地を所有する11人についても、5haを所有する村内唯一の手作地主と灌漑田2haを耕作する自作農を除くと、いずれも1ha以下の零細地所有者でしかない。彼らには、平均的小作農より安定した経営層という一般の自作農イメージとは反対に、むしろ没落目前の限界農的性格さえ濃厚に認められる。

ここで確認しておかなければならないのは、このように分解の進んだ土地所有状況が実は調査村の特殊事例でもなんでもなく、ごく一般的な状態と考えられるという点である。第4表によると、アミロイ村の土地保有形態別世帯構成はミナ町全体のそれと著しく類似している。ということは、調査村での状況は町全体あるいはスアゲ川流域一帯に共通するとみることが十分可能にしてくれる。そこで、かかる農民層分解がいつ頃からみられるのか、どういう経緯でこうなったのか、村域内の土地を所有するのはだれか、が次に明らかにされなければならない。

## 2. 地籍調査当時の土地所有

アミロイ村の土地所有に関する最も古い記録は、地籍調査時のものである。先に述べたように、1913年〔ポトタン灌漑地籍調査〕と1928年〔イロイロ州地籍調査〕にこれが実施されているので、その調査記録にもとづいて当時の土地所有状況を復元してみよう。第5表ならびに第3図がそれである。<sup>3)</sup>なお、上記二つの調査年次には15年間の開きがあるが、ここでは取り扱いを容易にするために、同一年に行われたものと仮定して検討することにする。

**在村住民の土地所有：**境界線にまたがる土地区画を含んだ村域面積437haについてみると、土地所有者の数は第5表に示されたように90人にのぼる。この土地所有者のリストの中から、当時この村に居住していたと考えられる人々を村の古老たちにより確認してもらった。28人の名前が挙がった。これら28人の所有地を合計すると108haとなる。つまり、1913年と28年の地籍調査によってその土地所有権が確認されたのは、当時の村の住民のうち28人で合計面積は108haであった。これは村域外の町村の住民による所有地であったことになる。

もっとも、この数値は多少修正されなければならない。なぜなら、村境標を結んでできる五角形を機械的に村域とすることに大きな問題があると思われるからである。この考え方は地籍調査あるいはその後の行政上の便宜のためであって、村の住民の生活とは無関係であった。事実、この村境標の存在を知っている住民は非常に希である。耕作地近くにそれがあるなどでたまたま知っていたとしても一本か二本だけで全部ではない。また、明らかに境界線の内側と思われる位置に住みながら隣村の住民であると主張した人もみられた。その意味で公式の村域をそのままベースとして考察する場合には注意が必要であろう。

第3図は、第5表で確認された在村住民土地所有者28人の所有地を地籍図上に示したものである。これから明らかのように、地籍調査当時の住民所有地はその殆どが村の東半分にみられる。とりわけ集中するのはそのまた南半分である。アミロイ村の中心集落は、太平洋戦争と戦後のフク反乱による混乱時まで東ハニパアン村に近いバンリッド上にあった。<sup>4)</sup>その事実から考えても、第3図の所有地分布が村の東南部に集中するのはよく理解できる。そこで仮に、調査村の実質的範囲をミナからカバツアンに向かう道路の東側の部分とみると、住民所有地はその1/3から1/2近くにあったとみることができよう。1928年当時の村の世帯数は正確にはわからないが、1918年と39年センサス時の村の人口から単純に推計すると、1928年に村には55ないし56世帯あったことになる。<sup>5)</sup>とすると、地籍調査時の村内住民土地所有者数が28人ということは、全世帯数の半分に相当し、ちょうど二世帯に一世帯の割合で土地持ちがみられたことを意味する。

**農民的土地所有：**それにしても、地籍調査時の在村土地所有者が全世帯の半数、その所有面積が実質的村域面積の1/3から1/2でしかないとなると、当時までにこの村における農民層分解はある程度進んでいたと考えざるを得ないであろう。もちろん、村域内の土地がすべて在村住民の所有でなければならない必然性はどこにもない。大農園のなかに形成される集落、たとえばハシエンダ・バリオなどでは、最初から小作農ばかりで土地所有者は皆無である。<sup>6)</sup>しかし、アミロイ村の場合はそうではなく、古くから人びとが土地を求めてここにきて住み着き、森を切り開いて耕作地を獲得した。したがって、村内より村外住



民の所有地が大きいのが元々の状態であったとは、とうてい考えられない。やはりそれは、村の住民が次第に土地を失っていった結果と理解するほかあるまい。

その主な原因には二つ考えられる。一つは貨幣経済に巻き込まれた農民が承認・高利貸しさらに土地の権利を明け渡してしまう場合であり、もう一つは地籍調査の段階で農民が近代的所有権よりも慣習法にもどづく権利を信じていて改めて所有権を申請しなかったとか、権利を証明できる証拠の提出に失敗したなどの場合である。

第5表に示した土地所有者の規模別階層構成は、地籍調査当時までの土地所有が基本的に農民的であったことを示してくれる。同表において所有者数の最も集中するのは1 ha以上4 ha未満層である。ここに所有者全体の2/3がみられるが、それはこの地域で農業により家族の生活を維持してゆくために必要な土地の規模であると考えられる。もちろん、地籍調査台帳に出てくる数字はタナムナン、パタッグ、バンリッドの区別も地目による区別もない。ことに所有規模は農地だけの場合に比べてやや大きめに出てくる。したがって、これを機械的に論じるのは危険である。たとえば、パタッグの天水田の場合には6 haを耕作してもタナムナンの水掛かりの良好な水田2-3 ha分にしか匹敵しないかもしれない。また家族の規模が大きい場合にも水田4 haでは不十分のこともありうる。それらを勘案しても、調査地域では6 ha未満なら大まかに農民的所有であるとみてよいであろう。

**地主的所有の萌芽：**これに対して6 ha以上になると、その殆どが水田の場合農民とその家族の労働力だけでは耕作するのが困難となる。バンリッドが含まれている場合でも10ha以上層はそうであろう。とすると、6 ha以上10ha未満層のなかにもかなりの地主的所有が含まれるし、10ha以上の土地所有は確実に地主的所有とみてよいであろう。

このように考えると、地籍調査時にこの村の村域には90人の土地所有者がみられ、うち8割弱が農民的所有、2割強が地主的所有であったとみられる。在村住民の場合、地主的所有が5件で2割弱と減り、逆に農民的所有が8割強に増えている。しかも見逃せないのは、1 ha未満という零細層に土地所有者の二割強にあたる6人の農民がいる点である。当時の生産力水準からすると、これらは没落寸前の貧農である可能性は非常に高い。こうした下層農民を先頭に、その後の土地喪失は進んだと考えられる。

### 3. 農民的土地所有の崩壊

これまでに確認した地籍調査時の村の土地所有は、それから半世紀有余後の現在までにどのような変化をしたであろうか。

1977年の調査時点で、村の土地所有に関する正確な情報源としては、国営灌漑曲スアゲ川灌漑システムの受益者台帳が唯一であった。もちろん、同台帳から得られる情報が灌漑

田についてだけであることはいうまでもない。このほか天水田および畑地などについては、記録による確認方法はなく、農民からの情報に頼る以外になかった。

**在村住民の土地喪失：**こうして土地利用形態別に在村住民、不在村住民の所有地面積を集計したのが第6表である。そこから確認出来る第1の点は、村域内の土地所有者のうちこの村の住民は5人だけで、その所有面積は15haに過ぎなかった、という点である。この15haの内訳は、灌漑田7haを3人の所有者が、天水田2haを2人の所有者が、畑地など6haをこれら5人が所有する、というものであった。また、15haのうち11haは地籍調査時からずっと継続して村内住民により所有されている部分であり、残りの4haは相続により在村住民の所有になったものである。換言すると、この村の住民所有地は地籍調査当時107haであったが、その後50年間に96haが売買、質入れ、相続、あるいは転出などの事由により次ぎつぎと村の外に住む所有になってわずか11haを残すだけとなり、この間住民が相続により新たに所有権を得た4haを合わせた15haが1977年の調査時点で村域内に住民が所有する土地の総て、ということになる。

村域内の土地をいわば属地主義的にみた所有状況は、以上の通りである。しかし、村の外の住民がこの村の土地の大半を所有するという事は、逆にこの村の人びともまた隣接する村むらに所有地あるいは耕作地を大量に持っていて不思議ではない。そこで、村落の土地所有を考察する場合には、属地的と同時に属人的にもそれを検討しなければならない。

調査村の土地所有者といえ、第4表に示された手作地主1人、自作農7人、自小作農3人がすべてで、つごう11人がみられる。うち5人はすでに検討したように、村域内にそれぞれの所有地をもつから、残る6人が村域外にその所有地をもつ住民ということになる。しかし、これら6人の所有地面積は、合計5haにすぎない。したがって、村域内住民所有地と合わせても住民の所有する土地はわずか20haにすぎないのである。

村域面積を437haとすると住民所有地15haはわずか3%にすぎず、村外所有地を含めても20haでは、どう見ても農民的所有の崩壊というしかあるまい。

**在村地主所有地の消滅：**先に確認したように、地籍調査の段階では村内に十数haの土地を所有する在村地主と思われる住民が少なくとも3人、見方によっては5人みられた。しかし、第6表ではその痕跡すら見当たらない。この在村地主所有地も消滅したのである。詳しい経緯は得られなかったが、農民の情報によると、10ha以上の土地を所有していた3人については、いずれも戦争中の治安の悪化を逃れて転出したまま帰村しなかった、ということである。2人の地主の場合は後に所有地を子供たちが分割して相続したがいずれも没落して土地を手離したといわれるし、別の地主の場合はイロイロ市で事業に失敗、土

第2表 村域内の利用形態別土地面積

(単位：ヘクタール)

	合 計		地 区 別		在村住民耕作地	
	ヘクタール	構成比 (%)	灌 漑	非 灌 漑	面 積	全面積に対する比率 (%)
灌 漑 田	208.12	47.6	208.12	—	112.16	53.9
天 水 田	93.93	21.5	—	93.93	49.99	53.2
畑地・林野・宅地	135.14	30.9	35.14	100.00		
合 計	437.19	100.0	243.26	193.93	(162.15)	(53.7)

(注) ( ) 内の数字は灌漑田、天水田のみの合計

(出所) ポトタン灌漑地籍調査図 (1913年), イロイロ州地籍調査図 (1928年), 各地籍調査台帳, 国营灌漑局 (NIA) スアゲ川灌漑システムG地区受益者台帳, および農地改革省 (DAR) 土地利用図を利用して算定した。

第3表 アミロイ村の職業別世帯および人口構成

(1977年4月末現在)

(単位：人, %)

職 業 別	世 帯		人 口		世帯当り人口
	実 数	構成比	実 数	構成比	
農 業	80	52.3	542	58.3	6.8
賃 労 働	63	41.2	342	36.8	5.4
定 職	7	4.4	40	4.4	5.7
大 工	2	1.3	10	1.1	5.0
精 米 業 <sup>(1)</sup>	2	1.3	11	1.2	5.5
仕 立 業	1	0.6	2	0.2	2.0
会社従業員	1	0.6	8	0.9	8.0
不 明	1	0.6	9	1.0	9.0
無 職	3	2.0	5	0.5	1.7
合 計	153	100.0	929	100.0	6.1

(注) (1) 精米業といっても精米機は借入れによる零細経営でしかない。

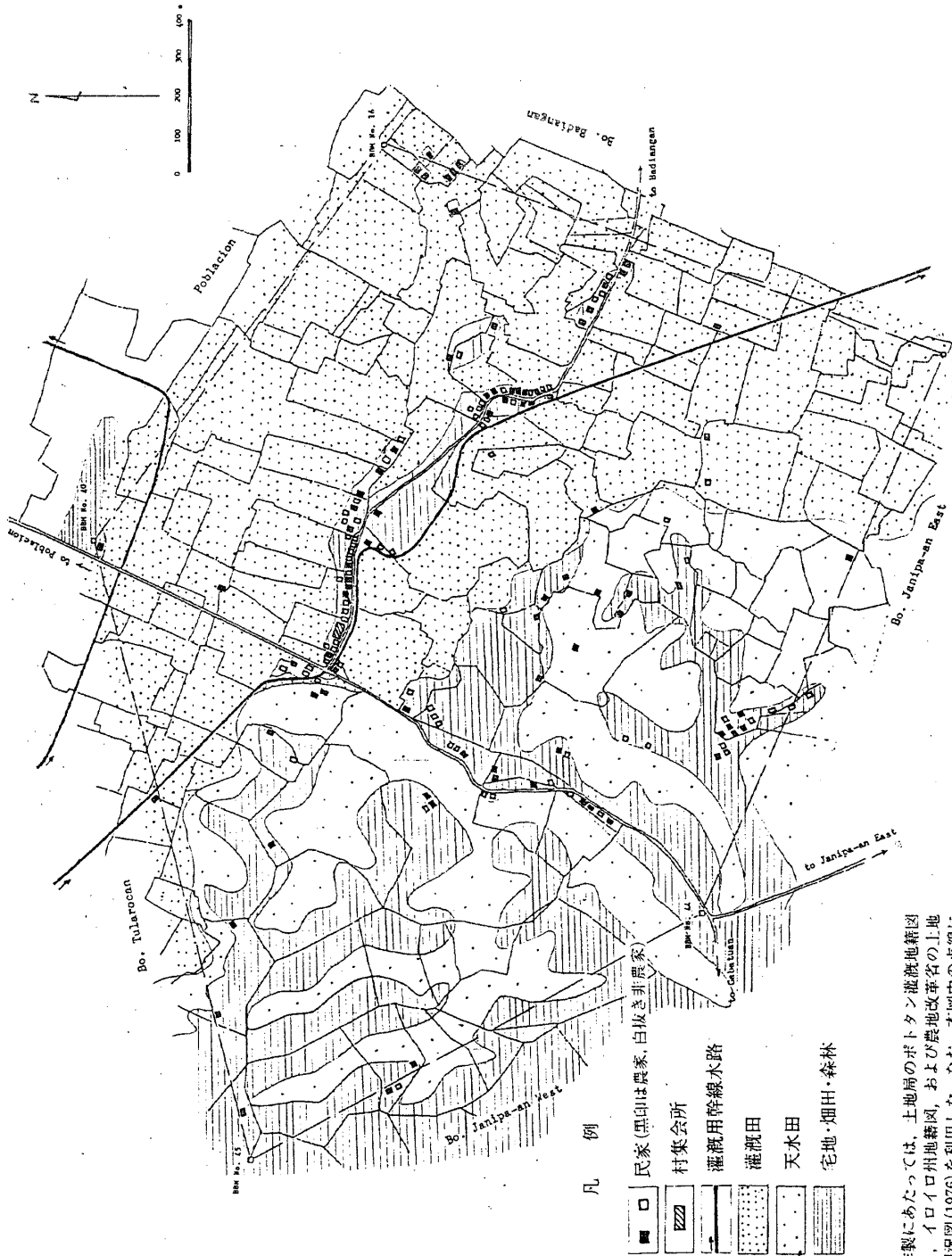
第4表 アミロイ村およびミナ町における土地保有形態別世帯数ならびに面積

地域別	アミロイ村(1977年)				ミナ町(1971年)			
	世 帯 数		面 積 (ha)		世 帯 数		面 積 (ha)	
	実 数	構成比 (%)	実 数	構成比 (%)	実 数	構成比 (%)	実 数	構成比 (%)
手作地主	1	0.6	5.0	3.0	66	3.2	266.3	18.2
自 作	7	4.6	6.3	3.7				
自 小 作	3	2.0	9.0	5.3	20	1.0	86.9	6.0
小 作	73	47.7	147.5	87.9	660 <sup>(1)</sup>	40.1	1,099.2 <sup>(1)</sup>	75.7
定 額	59	38.6	123.9	73.8	35	2.1	57.5	3.0
分 益	13	8.5	22.6	13.5	624	38.0	1,034.7	71.2
そ の 他	1	0.6	1.0	0.6	1	—	7.0	0.5
保有地なし <sup>(2)</sup>	69	45.1	—	—	898	54.6	—	—
合 計	153	100.0	167.8	100.0	1,644	100.0	1,452.4	100.0

(注) (1) センサスで自作・自小作・小作以外の保有形態に分類されているものを、小作の中のその他に入れて集計。

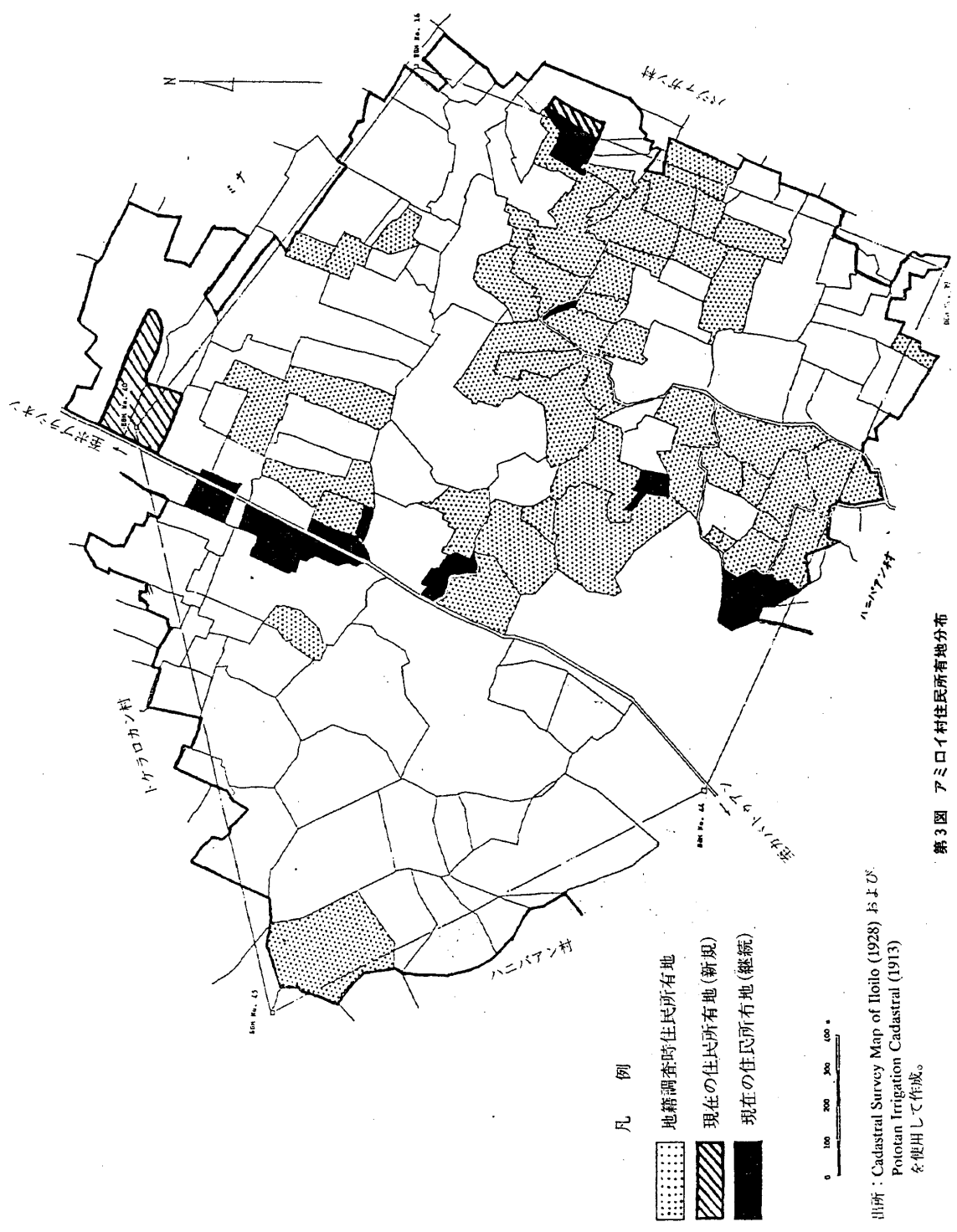
(2) 農村非農家世帯と同じ。つまり、農村世帯から農家世帯を差引いたもの。

(出所) アミロイ村についてはフィールド調査, ミナ町については1970年人口センサスおよび1971年農業センサスより算定。



第2図 アロイ村の集落と土地利用

注：本図制作にあたっては、土地局のボトタン灌漑地籍図(1913)、イロイ州地籍図、および農地改革省の土地利現況図(1976)を利用した。なお、本図中の点線による区画は所有地境界を示す。



第3図 アミロイ村住民所有地分布

出所：Cadastral Survey Map of Iloilo (1928) および  
 Pototan Irrigation Cadastral (1913)  
 を使用して作成。

地は市内の実業家の手に渡ったということである。50年前に在村地主的成長の萌芽と見えたものも、こうして姿を消して行ったのである。

### Ⅲ. 地主的所有の性格と地主・小作関係

前節で農民的土地所有の崩壊が確認されたが、そこに成立した土地所有はどういった性格のものであったか。本節では調査村の地主的土地所有の性格を地主の土地所有規模と地主・小作関係の検討により考察してみよう。

#### 1. 不在村小地主

調査村の土地はその97%が村落の外に住む人びとによって所有されていることが判明したが、その所有者はどこの住民で、それら所有地をどう利用しているか、その所有規模はどの程度か、といった点について検討しよう。その場合検討対象を主として村域内の灌漑田とするが、それは所有者、所有面積、小作人について正確なデータを得られるのが灌漑田に限られるからである。<sup>7)</sup>

**所有者の居住地：**村内灌漑田の面積は1977年現在208haで、その所有者は53人である。うちアミロイ村の住民は3人だけで、50人はこの村以外の町村の居住者であった。これら灌漑田所有者をその居住地によって分類すると、ミナ町のポブラシオン〔中心街区〕に住む者が約半数の26人で最も多く、続いて東西ハニパアン村など調査村に隣接する村むらの居住者で11人、その他ハニウアイ、ポトタンなど近隣町居住者8人、イロイロ市在住者5人となる。これから明らかなのは、調査村の灌漑田所有者のうち3/4はポブラシオンを中心に近隣村などミナ町内の住民であった、という点である。

この点は灌漑田についてであるが、同様のことは恐らく天水田、畑地などについても言えると考えて間違いあるまい。

**所有地の利用：**ポブラシオン在住者が過半数を占めるアミロイ村灌漑田所有者は、その所有地をどのように利用しているのであろうか。第7表は在村、不在村別にその所有地の利用方法を示したものである。

まず在村土地所有者からみていこう。灌漑田を所有する3人の在村住民のうち、1人は所有地を自ら耕作しながら一部の他の農民に貸付ける手作地主であるが、ほかの2人は自作農である。所有地全体が少ないのであまり意味がないが、自作地と貸付け地の割合は3対1で圧倒的に自作地の比重が大きい。

村内灌漑田の96%を所有する不在村住民の場合、その利用法は三通りある。所有地全部を他の農民に貸付ける場合、自ら耕作すると同時に一部を他の農民に貸付ける場合、所有

地全部を自ら耕作する場合、つまり地主的利用、手作地主的利用、それに自作農的あるいは農民的利用である。第7表によると、不在村住民所有地201haのうち地主的利用面積が最大で134ha、全体の67%を占め、次に手作地主的利用が50haで約1/4、農民的利用は17haで全体の8%にすぎない。

以上から確認できる点は、第1に、ミナ町中心街区在住のこれら灌漑田所有者はその大半が所有地の総てを農民に貸付けて耕作させる地主であること、第2に、手作地主の貸付け地部分を合わせると所有地全体の8割以上が小作地として貸し出されていること、第3に、そのような貸付け地の大きな比重からみて調査村の土地所有は、もはや農民的ではなく地主的であるとみられること、である。

**所有地規模：**それではどういった性格の地主的土地所有とみればよいのであろうか。先の第7表によると、地主貸付け地を地主の数で割った平均面積は4.18haにすぎない。この平均値からは地主の規模がひどく零細のようにも見えるが、これは村内灌漑田に限っての平均貸付け地面積であって、天水田や畑地はもとよりこの村以外にある所有地あるいは貸付け地は含まれていない。しかも、この地域では灌漑地は完全に二期作が可能であり、場所によっては三期作も不可能ではない。それらの点を考慮に入れると、4ha余りとはいえ過少評価は禁物である。

農地改革省が改革実施のために確認した数値でも、ミナ町の水田地主一人当たり平均所有面積は3.87haとなっている。<sup>8)</sup>もちろん、それは地主の申告にもとづくものであるために実際より過少である可能性が大きい。この地域の地主所有地規模は一般にかなり限られていることは確かであろう。とはいえ平均はあくまで平均でしかない。やはり必要なのは所有地規模別の検討である。第8表は、村内灌漑田所有者のうち貸付け地をもつ地主および手作地主41人の所有規模別構成である。ここからまず確認されるのは、村内灌漑田所有じゆしの規模は総じて小さいが、その中に1人だけ飛び抜けて大きい貸付け地を持つ地主がみられる、という点である。この地主の貸付け地33haは全貸付け地の20%に相当する。彼は村内にまだ天水田から畑地などを所有するほか更に各地に広範な土地を所有し、州内でも屈指の大地主である。

第2に、その大地主を除くと灌漑田所有地主の規模はせいぜい10haかそれ以下、という点である。これでは他に天水田、畑地などを所有するとしてもそれ程大きい所有は考えられず、小地主とみて違いあるまい。

第3に、それでもなお階層的には三つの階層への強い集中傾向を示すという点である。一つは平均8haから9haの規模で8人、次に5ha前後で9人、他は4ha未満の零細層で23人が含まれる。第1の層は、地主数では20%弱であるにも拘わらず貸付け地面積では

第5表 地籍調査当時(1913年および28年)の土地所有

	村域全体				在村住民所有地				不在村住民	
	土地所有者数	所有面積	構成比(%)		所有者数	所有面積	在村住民所有比率(%)		所有者数	所有面積
			所有者	面積			所有者	面積		
20.0ha以上	1	92.08	1.1	21.1	0	0.00	0.0	0.0	1	92.08
15.00~19.99	2	37.63	2.2	8.6	1	19.55	50.0	52.0	1	18.08
10.00~14.99	5	63.70	5.6	14.6	2	28.51	40.0	44.8	3	35.19
6.00~ 9.99	11	86.72	12.2	19.8	2	15.22	18.2	17.6	9	71.50
4.00~ 5.99	7	33.65	7.8	7.7	2	9.65	28.6	28.7	5	24.00
2.00~ 3.99	27	76.75	30.0	17.6	8	20.89	29.6	27.2	19	55.86
1.00~ 1.99	28	39.85	31.1	9.1	7	9.37	25.0	23.5	21	30.48
1.0ha未満	9	6.76	10.0	1.5	6	4.32	66.7	62.9	3	2.44
合計	90	437.19	100.0	100.0	28	107.51	31.1	24.6	62	329.68

〔出所〕1913年および28年の地籍調査図，台帳より集計。なお，在村住民所有地の確定にあたっては，地籍調査台帳に出てくる氏名をもとに村内古老達にたずねて確定した。

(注) 村域全体の所有面積が推定村域面積383haを大きくオーバーしているのは，所有地区画の関係で他村にまたがる土地が集計に含まれたからである(第3図参照)。

第6表 土地利用形態別在村・不在村住民所有地面積  
(1977年5月現在)

(単位：人，ha)

	合計		在村住民		不在村住民	
	所有者	面積	所有者	面積	所有者	面積
灌 溉 田	53	208.12	3	7.34	50	200.78
天 水 田	n.a	93.93	2	1.50	n.a	92.43
畑地・林野・宅地	n.a	135.14	5	6.11	n.a	129.03
合計		437.19	5	14.95		422.24

〔出所〕第2表と同じ。

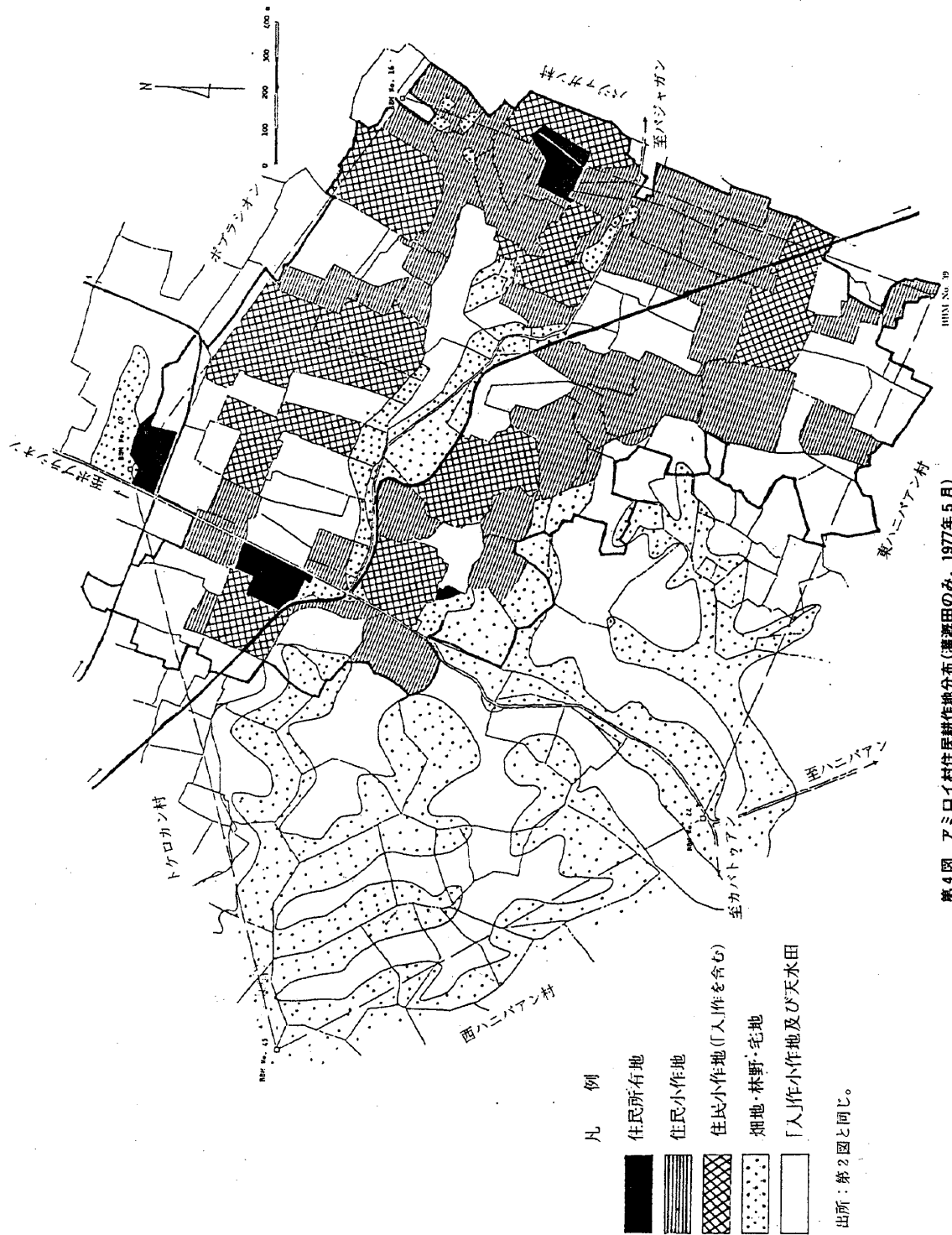
注 n.aは不明。

第7表 村内灌漑田の在村・不在村別，所有者タイプ別構成

	人 数	所有面積 (ha)			所有者当り 平均面積 (ha)	構成比 (%)	
		合計	自作地	貸付地		人 数	面積
在村：							
地 主	—	—	—	—	—	—	—
手作地主	1	5.36	3.42	1.94	5.36	33.3	73.0
自 作	2	1.98	1.98	—	0.99	66.7	27.0
小 計	3	7.34	5.40	1.94	2.45	100.0	100.0
不在村：							
地 主	32	133.91	—	133.91	4.18	64.0	66.7
手作地主	8	49.55	20.02	29.53	6.19	16.0	24.7
自 作	10	17.32	17.32	—	1.73	20.0	8.6
小 計	50	200.78	37.34	163.44	4.01	100.0	100.0
総 計	53	208.12	42.74	165.38	3.93		

〔出所〕 国営灌漑局スアゲ川灌漑システムG地区受益者台帳より算定。





第4図 アミロイ村住民耕作地分布(灌漑田のみ, 1977年5月)

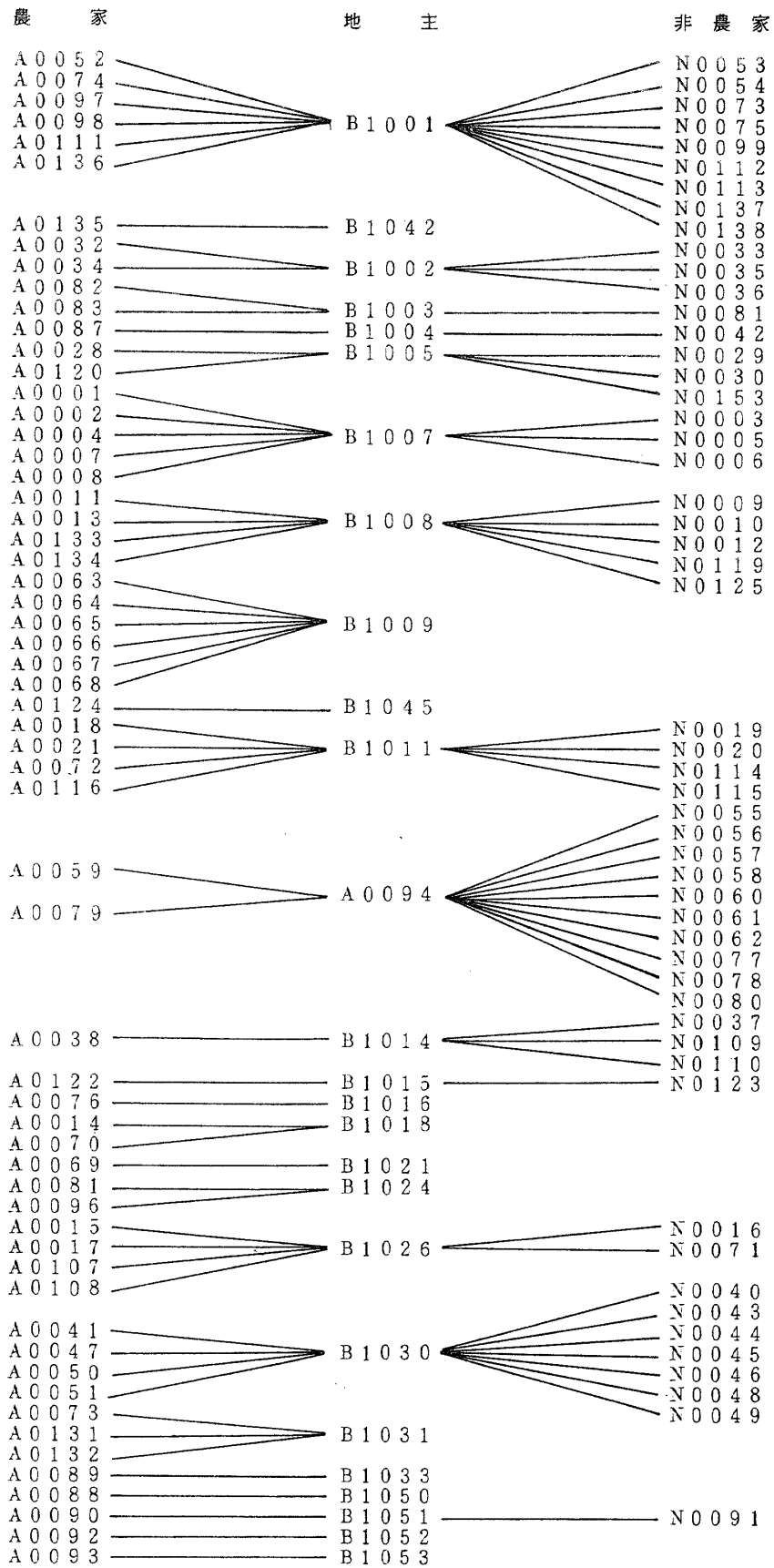
出所: 第2図と同じ。



農 家	地 主
A 0 1 0 6	B 1 0 0 1
A 0 1 1 1	
A 0 1 3 6	
A 0 0 9 7	
A 0 1 1 6	B 1 0 1 1
A 0 0 1 8	
A 0 0 7 0	B 1 0 1 8
A 0 0 8 6	B 1 0 2 4
A 0 0 1 7	B 1 0 2 6
A 0 1 0 7	B 1 0 2 9
A 0 1 3 0	B 1 0 3 1
A 0 0 8 9	B 1 0 3 3
A 0 1 3 5	B 1 0 4 2
A 0 1 0 3	
A 0 1 2 1	B 1 0 4 3
A 0 1 4 7	B 1 0 4 4
A 0 1 2 4	B 1 0 4 5
A 0 0 4 1	
A 0 0 1 1	B 1 0 4 6
A 0 1 3 1	
A 0 1 0 0	B 1 0 4 7
A 0 0 6 6	B 1 0 4 8
A 0 1 2 9	B 1 0 4 9
A 0 0 8 8	B 1 0 5 0
A 0 0 9 0	B 1 0 5 1
A 0 0 9 2	B 1 0 5 2
A 0 0 9 3	B 1 0 5 3
A 0 1 5 2	B 1 0 5 4
A 0 0 7 7	B 1 0 5 5

農家数：29

地主数：22



農家数：60戸

地主数：26人

非農家数：53戸

第8表 灌漑田所有規模別地主数および所有面積

	地主数	所有面積 (ha)			構 成 比 (%)			
		合 計	自作地	貸付地	地 主	所有面積	自作地	貸付地
20.0ha 以上	1	33.10	—	33.10	2.4	17.5	—	20.0
10.00～19.99	2	21.33	1.39	19.94	4.9	11.3	5.9	12.1
6.00～ 9.99	6	45.47	4.02	41.45	14.6	24.1	17.2	25.1
4.00～ 5.99	9	44.97	16.34	28.63	22.0	23.8	69.7	17.2
2.00～ 3.99	10	28.43	1.69	26.74	24.4	15.1	7.2	16.2
1.00～ 1.99	9	12.40	—	12.40	22.0	6.6	—	7.5
1.0ha 未満	4	3.12	—	3.12	9.8	1.6	—	1.9
合 計	41	188.82	23.44	165.38	100.0	100.0	100.0	100.0

〔出所〕 第7表に同じ。

第9表 水田形態別定額小作料別農家分布

小作料 レベル	灌 漑 田			天 水 田		
	合 計	所有権移 転対象	小作制度 転換対象	合 計	所有権移 転対象	小作制度 転換対象
25カバン以上	2	1	1	—	—	—
24～20	6	—	6	1	—	1
19～15	21	2	19	1	—	1
14～10	20	6	14	14	3	11
10カバン以下	2	1	1	10	1	9
合 計	51	10	41	26	4	22

〔出所〕 フィールド調査から集計。

第10表 小作地種類別ヘクタール当り平均小作料(1977年度)

	灌 漑 田				天 水 田			
	(A)面 積	(B)作付面積	(B)支払小作料	C/B	(A)面 積	(B)作付面積	(B)支払小作料	C/B
	ha	ha	cav	cav	ha	ha	cav	cav
所有権移転対象	17.9	35.8	512	14.3	12.1	15.8	144	9.1
小作契約登記済み	54.1	108.2	1,726	16.0	20.4	29.8	249	8.4
小作契約未登記	11.9	23.8	337	14.2	11.3	19.0	166	8.7
合 計	83.9	167.8	2,575	15.3	43.8	64.6	559	8.7

〔出所〕 フィールド調査結果の集計。

37%と大きな比重をもつ。次ぎの層には自作地の高い集中が見られ、手作地主の多いことが分かる。三番目の階層では56%と圧倒的多数を占めながら貸付け地では26%と全体の1/4の比重しかもたない。

実は、アミロイ村の灌漑田をめぐる地主的所有の特徴は、地主が村の外に居住すること、全体的に規模が小さいこと、手作地主が中核をなしている、という点に求められる。これを不在村小地主と呼んでおこう。

## 2. 地主・小作関係

調査村の住民が村域内で耕作する土地面積は、前に述べたように、162haである。この内訳は、利用形態別には灌漑田112ha、天水田50haであり、土地保有形態別には自作地7ha、小作地155haであった。この小作地をめぐる地主と小作の間にどのような関係が取り結ばれており、その特徴は何であろうか。

**水田をめぐる関係：**国営灌漑局の受益者台帳から村内住民の耕作する灌漑田を拾い出して合計すると112ha、うち自作地は5haのみで他の107haが小作地となっており、その比率は96%という高さである。他方、住民からの聞き取り調査結果では灌漑田118ha、うち自作地が9haであるから小作地面積は109haとなり、小作地比率は92%となる。前者の数値が村域内灌漑田に限定されるのに対し後者は村域外灌漑地も含むために若干のズレがみられるが、小作地比率が9割を超える高さであることには変わらない。

これら小作地の分布からみていこう。第4図はこの村の住民が耕作する灌漑田の分布図である。ここで黒く塗り潰した部分が自作地であるから、それを除く残りの横線と格子状の線が入った部分が住民耕作地である。すでに指摘したように、この村の水田は周辺部から大勢の農民がいわば「入り作」の形で耕作している。それが見られるのは、第4図の黒太線で囲われた灌漑地のなかの白抜き部分と格子状線の入った部分である。これら村外からの「入り作」がポブラシオンに近い村の北部一帯に卓越して見られるが、これはポブラシオン居住者のなかに灌漑田所有地主が多いことと関係がありそうである。

第9表は、村域内灌漑田の一部あるいは全部を貸付ける手作地主、地主41人と、それを借り受けて耕作する小作農91人の関係を示したものである。ここから言えることは、土地の貸付けにおいて所有者の居住地が貸付け相手の農民の選択に深く影響する、と考えられる点である。調査村の農民にだけ小作させている地主はちょうど半数の20人で、その大半がポブラシオンの居住者であった。逆に、調査村以外の農民にだけ貸し与えた地主が11人みられたが、その多くは隣接するハニパアン村の住民であった。このほか村内および他村の両方に小作地をもつ地主が9人あり、その居住地は州都のイロイロ市とポブラシオンで

あった。

なお、これらを規模と関連させると、最後のグループの地主の規模が相対的に大きく、最初のグループの地主が比較的零細である、という傾向を指摘できる。

小作制度としては、フィリピンで一般にそうであるように、ここでも分益小作制 [agsa] と定額佳作制 [arkila] とがみられる。調査を行った1977年5月現在、村の小作農73人のうち分益小作は13人、定額小作が59人、その他1人が見られた。第4表のミナ町の場合のように、従来、この村でもアグサ制の方が普通であった。1972年の農地改革計画 [PD 27] では、7 ha 以上の地主所有地を所有権移転事業対象に、7 ha 未満を小作制度転換事業対象とした。地主所有規模が小さかったこの地域では、以来多くの小作関係がアグサからアルキラ制に改められた。なお、調査村におけるアグサ制はその大半が灌漑田の方で残り、天水田では3件だけとなっている。

ところで小作料水準であるが、アグサの場合分益比率はルソン島などと同様に50-50が最も普通となっている。その場合、耕起作業は小作人、田植えが地主で、刈り取り・脱穀が折半といった費用分担方式までよく類似している。このほかにも55-45、74-25といった比率までみられる。定額小作料の方は、やや高めのように見受けられる。第11表に示したように、灌漑田ではヘクタール当たり10カバンから20カバン、天水田では5カバンから15カバンが標準と見られる。第12表によると、灌漑田の平均小作料は15.3カバン、天水田では8.7カバンである。同じ年のヘクタール当たり平均収量は灌漑田で72.7カバン、天水田で46.7カバンであったから、小作量の収量に対する比重ではそれぞれ21.0%、18.6%となる。これは中部ルソンでの経験と比べて明らかに高い。

その理由は第12表により説明が可能であろう。同表は、小作地を農地改革の線に沿って所有権移転対象地、小作契約登記済み地、小作契約未登記地に分け、農民が一年間に支払った小作料を集計した。それから明らかとなったのは、契約登記済み小作地の場合がヘクタール当たり16カバンで最も高く、他の二つの分類地では14カバン強で約2カバンも低いことが分かった。これは、定額小作料確定交渉において地主が先を見越してそれを引き上げているためと考えられる。

なお、この小作料は作付け毎に支払われることになっている。ただし、二期作目には小作料自体がやや軽減されるとか20-25%の分益比率が適用されることがこれまで多かったようであるし、三期作目については小作料はしばしば放免される、とさえ言われる。最近のような稲作栽培集約化が進む前までは、小作料は本作についてのみ徴収されるものであった。二期作以降の小作料徴収が緩やかなのはその名残と思われる。確かに三期作目は収穫がかなり不安定になることも否定できない。

**宅地をめぐる関係：**一般にフィリピンでは、地主は小作人に対して宅地などを無償で供与しなければならないが、調査地域の地主・小作関係で注目させられるのは、非農家に対しても比較的自由に宅地などの利用を認める点であろう。第13表は、バンリッドの部分に所有する地主26人について、宅地などの利用を認めている60人の農家と53人の非農家との関係を示したものである。<sup>9)</sup>

ここから明らかなように、地主の多くは小作農家と同数ないしそれ以上に賃労働者など非農家に対してもバンリッドの一部を宅地などの目的で利用することを容認している。ここで宅地などというのは宅地のみならず周辺部の自家菜園的利用を含むからである。地主はそうした利用を認めて賃貸料でも取り立てるかと言うとそうではない。最近、一人の地主がそれに近い使用料の支払いを要求したとかで住民から不評を買う有り様である。これまでは少なくともそうした支払いは全くなかった。とすると、地主にとってのメリットは何かという疑問が起こるのである。一つには、地主にとってのプリステイジといった面がありうる。相対的に富裕なはずの地主が、貧しいものに対して寛大であることはおおいに要請されることであろう。しかし、より重要なのは労働力確保という側面ではないかと考えられる。実は、これら地主のうちより多くの非農家と関係をもつものの中には手作地主が多い。地主番号 B1002, B1003, B1004, B1008, B1011, B1030, A0094の地主がそうである。農作業には季節性が強く作用するために、必要な時に確実に労働力を確保するのは決して容易ではない。こうして宅地などの利用を認めておけば、農繁期でも確実に一定数の労働力の確保が可能となる。この点のメリットが大きいものと思われる。

## むすびにかえて

以上事例調査村の土地所有の変化と地主・小作関係の一端をみてきたが、ここから確認できる点は下記のとおりである。

第1に、調査村の土地所有は1920年代までにある程度分解していたが、農民的所有と考えられるものものだかなり残っていた。その後の半世紀間に住民の土地喪失は更に急激かつ徹底的に進み、1970年代までに住民所有地は村域面積のわずか3%だけとなった。

第2に、村内の土地は主にミナ町中心街区の住民の手に渡ったが、彼らは自ら耕作するよりも他人に貸付けた。その結果農民的所有は消滅し代わって地主的所有が支配的となった。

第3に、こうしてこの地域一帯に広く見られるようになった地主的所有は、不在村小地主制とでも呼べるようなものであった。地主は土地所有地には住まず、規模は10ha前後とかなり小さく、所有地の一部を自ら耕作する手作地主をかなり含む。



小作関係も制度上はフィリピン一般のものと大きく異なる点を見いだせないが、二期作目以降の小作料徴収が緩やかになるなど、運用、その他の面で異なる点があるものと思われる。一つ注目されるのは、宅地などの利用を非農家にまで広く開放している点である。恐らく労働力確保の機能があるのであろう。

残された課題としては、農民の土地喪失、地主の土地集中、地主・小作関係の実態に関する具体的事例の収集である。それによって、土地所有の変化に関する一つのイメージを組み立て、他地域との比較を進める必要がある。

## 注記

- 1) 1980年農業センサスによる。
- 2) 例えば、拙稿「フィリピンにおける土地所有権確定事業に関する一考察」(『アジア経済』第17巻第1・2号)などを参照せよ。
- 3) Bureau of Land, Pototan Irrigation Cadastral Survey, 1913. および Cadastral Survey Map of Iloilo, 1928.
- 4) 後述されるように、フィリピンの村落は必ずしも属地主義的に編成されているわけではない。むしろ属人主義原理の作用の方が強く感じられることすらある。その意味では村域を固定して考察を進めることの限界があるように思われる。
- 5) この頃は、拙稿「パナイ島米作農村の土地所有」(広島修道大学総合研究所編、『日本・フィリピン内海地域の比較調査報告』, 1981年)に負うところが大きい。
- 6) この点を証明する証拠は多い。例えば、アミロイ村小学校は村境の南側の西ハニパアン村にあるし、共同井戸、元村長宅跡も森のなかにひっそりと残っているのを確認した。
- 7) 一世帯6人として人口数から計算すると、1918年が39世帯、39年が74世帯となる。これから単純平均すると年間増加世帯数は1.67となり、1928年の世帯数を55ないし56とした。
- 8) 例えば、拙稿「中部ルソンのハシエンダ・バリオ」, 『アジア経済』第13巻第9号, 第11号(1972年9月, 11月)を参照せよ。
- 9) バンリッドやパタッグについては公式データによる確認が不可能である。
- 10) 農地改革省イロイロ州地区事務所の記録による。
- 11) 第9表は灌漑局の台帳で確認したものであるが、第13表は農民情報による。ために地主と農民の関係が必ずしも一致しない。